

平成30年第4回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

- 1 開催日時 平成30年4月20日（金） 午前10時00分～
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席農業委員（9名）

	2番	坂元	兼一		
3番	田畑	和成	4番	豊増	文夫
5番	深水	美佐子	6番	南原	奈美子
7番	赤崎	敬一郎	8番	吉留	義晃
9番	栗牧	伸一	10番	池山	準一

出席推進委員（19名）

11番	下市	博彰	12番	甫立	浩二			
14番	山崎	博文	15番	久保	正昭	16番	柿園	藤男
17番	帖佐	達郎	18番	三腰	修一	19番	竹井	好博
						22番	徳留	伸一
23番	下屋敷	正	24番	野元	秀一	25番	栗野	一三
26番	堀之内	睦				28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則				31番	松尾	秀樹
32番	永江	友義				34番	坂元	智一

職員（4名）

事務局長	岩下	純一
農地係長	松山	明浩
農地係主査	尾付野	直樹
農地係主査	福留	章乃

4 欠席農業委員（1名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (12件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (8件)
- (4) 議案第4号 農地転用事業計画の変更案に係る意見について (2件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (5件)
- (6) 議案第6号 非農地証明について (2件)
- (7) その他

6 その他

事務局長	ただ今から平成30年第4回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中19名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 2番 坂元兼一委員, 3番 田畑和成委員をお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 意見が無いようですので、会務報告を終わります。 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を審議いたします。議事参与制限の案件が1件ありますので、議事参与制限分1ページ4—1番から審議いたします。●●委員の退出をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局 (尾付野)	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 (1ページ 4—1番について説明) 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
17番委員	4—1番について説明いたします。この土地は民家と道路に挟まれたところにありまして耕作放棄地のようになっています。ここを受人の●●さんが耕作放棄地を解消するということで管理をされていたところ渡人の●●さんが買っていただけないかという相談があり今回、話し合いがまとまったものであります。境界もしっかりしています。審議の方よろしく願いいたします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。 (なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番については、許可することに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の議事参与以外を審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野)

「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

16番委員

4-2番について報告します。●●さん所有の宅地を●●さんが購入された際に農地については全て●●さんに贈与するという話になっていたようです。この農地は全て耕作放棄地になっておりまして、この中の字南の田の二筆については今年から頑張って耕作すると言われました。以上です。

26番委員

4-3番について報告いたします。受人である●●さんのお父さんと渡人の●●さんとの間で牛舎建設の際に農地を交換されておられましたが名義変更がなされていなかったため今回、申請されたものであります。

次に4-4番について報告いたします。受人の●●さんは渡人である●●さんの土地を借りて耕作されておられますが、今回贈与するという申請となったようです。以上です。

28番委員

4-5番について説明をいたします。この案件は契約更新であります。●●推進委員と一緒に現地調査しました。何も問題はありません。以上です。

31番委員

4-6番について説明をいたします。申請場所はI G R京セラ（ゴルフ場）の前側にあります。今まで受人である●●さんが管理をされておられました。今回渡人である●●さんが受人へ贈与するということが決まったようです。特に問題もございません。よろしく願いいたします。

事務局

4-7番について●●委員より報告を受けておりますので説明をいたします。現地につきましては●●さんの土地と●●さんの土地を含めた1枚のほ場として管理をされておられます。このたび●●さんから●●さんの方へ土地の購入について打診されたところ売買ということになったため今回の申請となったところです。境界もしっかりしており何ら問題がないという報告を受けてあります。以上です。

- 3 2 番委員 4－8番について説明いたします。●●さんのお父さんと●●さんは兄弟でありまして、●●さんのお父さんの遺言により贈与されるそうです。現地は土地改良区内にあり境界や用排水路はしっかりしており何ら問題はありませんでした。
- 事務局 4－9番について●●委員より報告を受けておりますので説明をいたします。●●さんの土地の耕作を●●さんがされておられます。この土地の隣も●●さん所有の農地となっています。今現在耕作をされておられます。今回、●●さんに売買を申し込んだところ売買がまとまりましたので申請されるものです。境界にしましても何ら問題はないという報告を受けております。以上です。
- 3 4 番委員 4－10番について説明をいたします。この申請は●●さん親子間の使用貸借（10年間）の再設定であります。何も問題はありません。よろしくご審議ください。
- 1 2 番委員 4－11番について説明をいたします。渡人の●●さんへ名義変更ができたことを受け●●さんへ売買の申し入れをされました。現地は●●さんの家から200m程度の距離にあり通作距離にも問題はありません。畦畔もしっかりしており問題はないようです。よろしくお願ひします。
- 2 9 番委員 4－12番について説明をいたします。申請されている●●さんの農地を●●さんが管理をされておられます。今回、●●さんが高齢であるためこの土地を●●さんへ購入していただけないかという相談がなされ話がまとまったようです。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 7 番委員 3条申請の贈与の案件について教えていただきたい。名義変更は完全にされるものか。もし、なされない場合の農業委員会の対応について教えていただきたい。
- 事務局 名義変更をするために申請されるものであるためすべて名義変更は行われるものと考えている。固定資産税などについて名義変更されない場合は以前の所有者へ課税される。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 7 番委員 はい。
- 議長 他にございませんか。
- (なしの声あり)
- よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可する事に決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第2号 農地法第4条許可申請について朗読及び説明」申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

29番委員

4-1番について説明いたします。場所等の説明につきましては事務局の説明のとおりです。現地調査を●●推進委員、●●農業委員と事務局と行いました。境界など特に問題はなく妥当と判断いたしました。審議方宜しくをお願いします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

それでは採決いたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。なお、議案第4号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第3号 農地法第5条許可申請について、朗読及び説明」及び議案第4号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について、朗読及び説明」

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

- 議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当委員の方から補足説明をお願いいたします。
- 1 4 番委員 　　4－2 番及び4－3 番について説明いたします。1 9 ページの位置図もご覧ください。4 3 2 2 番に関しては以前、●●さんの事務所が建っていたところです。地目は畑ですが現在は更地になっています。説明があったとおり変電所を設置する計画となっています。隣の4 3 2 0 番2 は2 m 位低い所にあり計画では一部駐車場としても活用されるようです。境界等もしっかりしており問題はないようです。審議方よろしく願いいたします。
- 1 3 番委員 　　4－4 番から4－7 番について説明いたします。まず4－4 から4－6 ですが、これは昨年の1 1 月に申請を出され農業委員会は許可相当として県に進達いたしました。この時点で申請者から取下げがなされた案件であります。理由としましては渡人の中に農業者年金受給者がおられこの方の農業者年金（経営移譲年金部分）が減額されることから取り下げられました。今回、受人である●●建設さんと渡人の●●さんが協議され、この問題が解決したことを受け再度申請されたものであり、計画も変わっていないことから問題はないと思われま。
- 次に4－7 番ですが、受人の●●さんが家を建設したいと土地を探しておられました。このたび渡人の●●さんに相談され話がまとまったものであります。場所は、流水小学校の裏になります。排水は敷地前の道路側溝に流す計画です。境界にはブロック塀を設置されるということです。特に問題はありません。また、議案第4 号の5 条許可に係る農地転用事業計画の変更についての1－2 番につきましても前回の申請と変わっていませんのでよろしく願いいたします。
- 1 6 番委員 　　4－8 番について説明いたします。場所は宮之城運動公園入り口の信号を北薩公園方面へ6 0 0 m 入ったところになります。周辺はすでに住宅地となっています。浄化槽などの排水についてもしっかりとおり何ら問題はないと思えます。ご審議くださるようお願いいたします。
- 議長 　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 7 番委員 　　8 ページの1－1 番の申請事由のところに希少動植物の移植地を確保したいとありますが内容を教えていただきたい。
- 事務局
（松山） 　　別紙の航空写真をご覧ください。黄色の線で囲まれた部分が事業実施区域であります。全体面積が1 7 1 ha ほどあり、この中で太陽光パネル等の設置面積が5 0 ha になります。残りの1 2 0 ha に太陽光パネルや変電所の設置工事区域にある植物を移植する計画であります。今回のような事業においては太陽光パネルを設置するだけでなく希少動植物を移植する土地も確保することが求められているようです。
- 議長 　　よろしいでしょうか。
- 7 番委員 　　はい。

議長 他にございませんか。

8 番委員 非常に大きな面積の太陽光発電施設ですが、排水などについては審議しなくてよろしいのでしょうか。許可後に検討して大丈夫なのでしょうか。

事務局 (松山) ご心配されておられるような事についてはすでに検討されておられ配水池等も作られるようです。また、周辺の農地の所有者とか土地改良区も含めて事前に説明が行われており承諾書もいただいたうえで今回申請されておられます。

8 番委員 面積が大きいので、気を付けて工事を行っていただけるよう要望いたします。

議長 工事途中で現地を見るようにしたいと思います。

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」は承認することと併せて、議案第4号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更」について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。また、議案第4号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更」についても承認することを決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (福留) 「議案第5号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

19 番委員 4-1番について説明いたします。渡人と受人は親戚であり、今回●●さんに贈与されるものです。現在は休耕地となっていますが今後は●●さんが耕作されるとのことです。境界等もしっかりしており何ら問題はありません。以上です。

24 番委員 賃貸借設定の4-1番から4-3番までの説明をいたします。受人の●●さんのお父さんが今年の3月まで借りておられましたが、今回、息子で

ある●●さんが賃貸借契約されるということでした。以上です。

17番委員 4-4番について説明いたします。この土地については以前から●●君が借りていた土地であります。何ら問題はないと思います。

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

それでは、採決をいたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 「議案第6号 非農地証明について朗読及び説明」
(松山)

議長 ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

25番委員 4-1番について説明します。現地はあびーる館の前の県道を鶴田ダムの方へ向かって上下大迫公民会のはずれになります。申請人の●●さんは現在、鹿児島市にお住まいで長年耕作をされておられませんでした。申請地には一部木も生えており後ろは山林であります。今後、耕作を再開することは無理であると判断しました。以上です。よろしくお願いいたします。

19番委員 4-2番について説明いたします。申請地は農地の構造改善された際の余地のようところで面積も狭く、現在は周りの山と一体化しており竹や雑木が生えていました。再度この土地を耕作するというのは困難であり原野と判断いたしました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、(7)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より何かございませんか。

事務局

別紙資料について

- ・アンケート調査について
- ・農業委員会活動記録簿の記載方法について
- ・農業者年金の情報提供について
- ・全国農業新聞の購読者の確保について
- ・平成30年度の農地利用最適化交付金について
- ・来月の現地調査の日程変更について
- ・農業者年金（経営移譲年金受給者）の農地の貸し借りについて

議長

ただ今の件につきまして、何かございませんか。

委員

全国農業新聞の購読料の振替口座について農協以外はできないのか。

事務局

農協以外でもできようにはなっていますが、本町では農協でお願いしている。

議長

他にございませんか。

無い様ですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長 _____

委 員 2 番委員 _____

委 員 3 番委員 _____
